

令和4年度 経済産業省 委託事業

中堅・中小企業向け

『進出先国税制及び税務ガバナンスに係る情報提供セミナー』

第17回 フィリピン

2023年 1月

フィリピンの税制概要・進出時の留意点

【目次】

税制概要	3
事業課税	4
納税要件・課税範囲	8
源泉税・雇用にかかる税金・付加価値税・その他の間接税	9
法人課税にかかる各種優遇税制措置	10
企業進出形態の比較	12
PE課税	13
税務調査および異議申立て・税務訴訟	14
ホットトピック	15

税制概要



- ・ フィリピンの税制は、国税と地方税に分類されている。フィリピンの政治体制は、共和制で、大統領を国家元首としており、議会は上院・下院の二院制である
- ・ 言語：公用語はフィリピン語および英語。80前後の言語がある
- ・ 通貨：フィリピンペソ（PHP）
- ・ 居住法人：フィリピン法律の下で設立された法人
- ・ 居住法人の課税所得の範囲：全世界所得
- ・ 日本との租税条約：あり
- ・ 日本との社保協定：あり
- ・ 中央政府税務当局の名称：フィリピン内国歳入庁（Bureau of Internal Revenue；BIR）

法人所得税

税率（含むキャピタルゲイン）

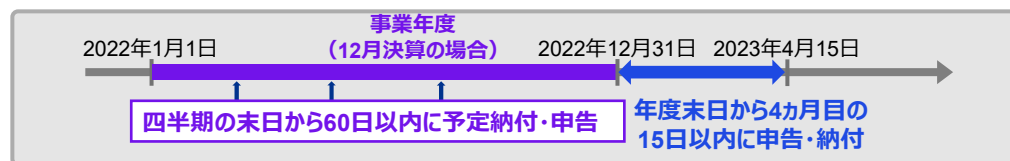
25%（課税所得がPHP500万以下かつ総資産PHI1億以下の内国法人の場合：20%）

課税年度

暦年または任意の事業年度

申告納付期限

事業年度終了後4ヵ月目の15日以内



事業を展開する際に生ずるその他の主な税、社会保険料

支店利益送金税

フィリピン支店（外国居住法人）が本国の本店に送金を行う場合、送金額に対して15%の支店利益送金税が課される。

社会保険料

雇用主は、労働者の給与総額（上限月額INR 21,000／人）の4.75%の掛金（健康保険）の拠出義務がある。

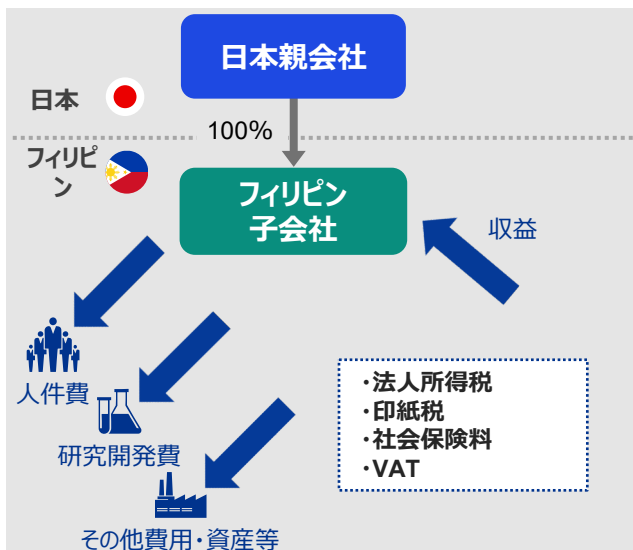
印紙税

新規株式を発行する際、株式譲渡契約、債務証書、不動産売買、保険契約を締結する際に発生する。（例：譲渡した株式の額面金額に対して、PHP 200ごとにPHP 1.5）

付加価値税（VAT）

フィリピンで販売・提供される物品・サービスおよび輸入に対して課される。税率は12%である。

事業課税（事業期間中）（1／2）



フィリピン法人所得税

税率	25% 最低法人所得税（Minimum Corporate Income Tax ; MCIT） 最低法人所得税は、事業開始後4期目以降に適用され、売上総利益の2%が課される（3年間の繰越しが可能）。 ※MCITの税率は2020年7月1日～2023年6月30日の期間は特例として1%に引き下げられる。
課税所得計算	決算書上の税引前利益に税務上の加算・減算調整を行って課税所得を算定する。
欠損金	繰越期限 3年間（2020年度、2021年度のみ5年） （投資優遇等を受けている企業は欠損金制度の利用は不可） 繰戻し 不可
キャピタルゲイン・ロス	- キャピタルアセットに該当する資産の譲渡損益は通常所得とは分離されて取り扱われる - キャピタルゲインは通常の所得税率で課税されるが、一定の株式・不動産譲渡に係るキャピタルゲインは、異なる税率で課税される ✓ 国内非上場企業の株式譲渡に係るキャピタルゲインは、内国法人は15%の税率で課税される ✓ 国内上場企業の譲渡に係るキャピタルゲインは免税となる（0.6%のパーセンテージ税が課される） ✓ キャピタルアセットに該当する土地・建物取引に係るキャピタルゲインは、売却価格または公正価格のいずれか大きい金額に対して6%で課税（分離申告）される - キャピタルアセットに該当する資産の譲渡損益は通常所得とは分離されて取り扱われるため、キャピタルロスは通常の所得と相殺できない
中間納付	第1四半期から第3四半期までは、各四半期末の60日以内に四半期申告書を提出し、予定納付を行う。
法人所得税債務の時効	申告期限から3年（不正と判断される場合は10年）
連結納税制度	なし
税制改正	現在法人税等複数の税制改正が両院議会で審議されている。

事業課税（事業期間中）（2／2）



課税所得の計算方法

会計上の税引前当期利益
(+) 益金算入項目
(+) 損金不算入項目 例：交際費
(-) 益金不算入項目 例：国内受取配当金
(-) 損金算入項目
当期課税所得
(-) 税務上の繰越欠損金
課税所得
(×) 法人税率
法人税額
(-) 源泉税額
(-) 中間納付税額
差引法人税額

法人所得税の計算上注意を要する項目

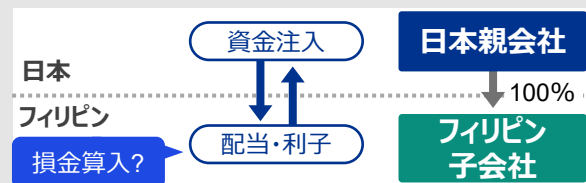
一般原則	会社の事業目的を達成するためのみに生じた費用、固定資産の減価償却費、支払利子等は、原則として損金算入可能である
交際費	売上高の0.5%または純収益の1%まで損金算入できる
準備金および引当金	- 不確実性に備えた引当金や準備金は損金に算入できない - 貸倒損失は、法令等の規定による確定した納税者の事業に関連して発生した債権であり、かつ、関連当事者に対する債権ではない、回収不能な状況であることが確認できる場合にのみ、損金計上が認められる
固定資産の償却費	- 減額償却方法については、企業が合理的と考える方法を自ら選ぶことができる - 減価償却方法は主に定額法が利用されている - 税法上耐用年数に関する具体的な規定はなく、企業が合理的と判断する耐用年数を設定し、当局による確認書を入手する必要がある
寄附金	- 特定政府機関への寄附金については、全額損金算入が認められている - 上記以外の寄附金は、課税所得の5%まで損金算入できる
受取配当	- 国内法人からの受取配当は、益金不算入となる - 外国法人からの配当は課税対象となる（外国税額控除の対象）
損金不算入の費用	- 支払配当金 - 所得税・相続・贈与税等の税金 - 外国税額控除対象の外国税

事業課税（資金注入、資金還流時）



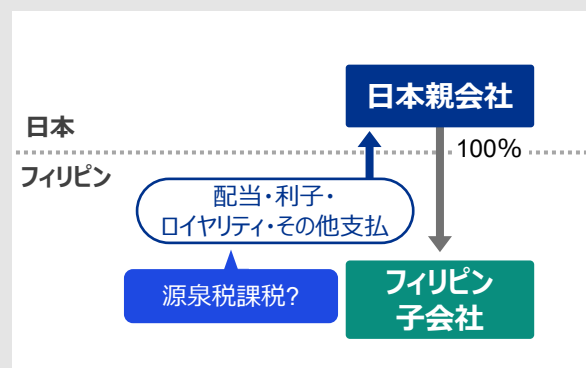
資金注入した場合の留意点

- ・ 過少資本税制はない
- ・ 外国投資法に基づき、外国投資ネガティブリスト（Foreign Investment Negative List ; FINL）に記載される一定の業種については外国資本の出資比率が制限されている



利益の送金および関連者取引

- ・ 配当、利子（関係会社間貸付）およびロイヤリティの外国法人への支払いは通常、源泉税の対象となる
 - ・ 配当：25%
 - ・ 利子：20%
 - ・ ロイヤリティ：25%
- ・ 日本への支払等については日比租税条約により下記のとおりとなる。（特典制限条項（LOB）はない）
 - ・ 配当：10%（議決権-直接10%以上6か月以上保有の場合）
15%（その他の場合）
（日比租税条約の制限税率）
 - ・ 利子：10%（日比租税条約の制限税率）
 - ・ ロイヤリティ：10%（映画・ラジオ等の使用料は15%）
（日比租税条約の制限税率）
- ・ 支店の利益を本店に送金すると支店利益税（税率15%；日比租税条約により10%）の対象となる

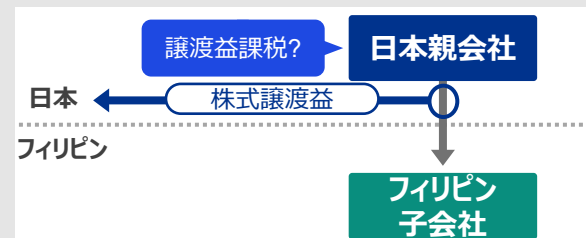


事業課税（撤退時）



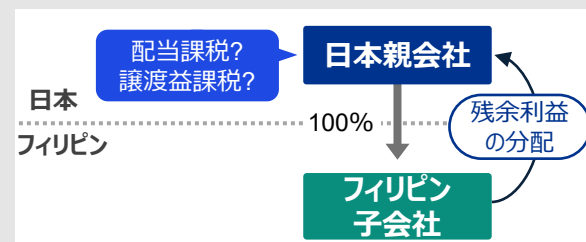
撤退時の キャピタルゲイン （譲渡益）課税

- 非上場株式の譲渡益は15%が最終源泉税の対象となる。なお、日比租税条約により、日本親会社による譲渡の場合、譲渡対象がフィリピン不動産保有法人でない限り、フィリピンで課税は生じない
- なお、時価が売却価額未満の場合、差額は寄附金とみなされ、寄附金額に対して6%の寄附金税（Donor's Tax）が売主に課される可能性がある（なお、寄附金相当額がPHP 250,000以下であれば課税なし）



清算時の 残余利益 に対する課税

- 清算法人の株主においては、残余財産のうち、当該株式等の取得価額を除いた部分の分配（キャピタルゲイン）については、通常の所得税率25%で課税されるが、日比租税条約により、譲渡対象がフィリピン不動産保有法人でない限り、フィリピンには課税権なし



納税要件・課税範囲



			居住法人	非居住法人（外国法人）
課税所得の範囲			全世界所得	フィリピンの源泉所得が課税の対象となる（支店等を有する外国法人の場合、フィリピンの事業所得も課税の対象となる）。
投資先	居住法人	配当等	国内会社からの受取配当は免税となる。	- 原則30%の源泉徴収税が課される - 租税条約により、10%以上の議決権を6か月以上保有する場合は10%、それ以外の場合は15% - 支店の利益を本店に送金すると支店利益税（税率15%；日比租税条約により10%）の対象となる
		株式等の譲渡	- キャピタルゲインは通常の所得税率で課税されるが、一定の株式・不動産譲渡に係るキャピタルゲインは、異なる税率で課税される ✓ 国内非上場企業の譲渡に係るキャピタルゲインは、15%の税率で課税される ✓ 国内上場企業の譲渡に係るキャピタルゲインは免税となる。（0.6%のパーセンテージ税が課される）	- 非上場株式の譲渡益は15%が源泉税の対象となる - 日比租税条約により、日本親会社による譲渡の場合、譲渡対象がフィリピン不動産保有法人でない限り、フィリピンで課税は生じない
			譲渡損失 キャピタルアセットに該当する資産の譲渡益は通常所得とは分離されて取り扱われるため、キャピタルロスとは通常の所得と相殺できない。	
	非居住法人	配当等	通常の課税所得として課税される。	
		株式等の譲渡	譲渡利益 通常の課税所得として課税される。	
			譲渡損失 損失が発生した場合にはその他国内所得と通算することができる。	
国外支店の所得の取扱い			通常の課税所得として課税される。	
CFC課税			現行の法制度はなし	

源泉税・雇用にかかる税金・付加価値税・その他の間接税



国内向け払い にかかる源泉税	配当：0% 利子：0%（特例：銀行からの受取利子は20%の最終源泉税等） ロイヤリティ：20%（著作物、音楽、映画等に係る支払いの場合：5～10%） 技術サービス：10～15%
従業員の雇用 にかかる税務等	年金保険制度（Employee's Compensation Program） PHP 170～1630／月（雇用主の月額報酬により算定される） 医療保険制度（National Health Insurance Program） 基本月額報酬の4%（下限PHP 400／月、上限PHP 3,200／月、雇用主は50%負担）
付加価値税（VAT）	課税取引 フィリピンで販売・提供される物品とサービスおよび物品の輸入に対して課される。 税率 標準税率は12%である（未加工状態で輸入される農産物、海産物等は非課税取引とされる）。 インボイス制度 VAT登録業者は、取引の際には常に、VAT登録番号などを詳しく記したインボイスを発行する必要がある。 申告期限および納付期限 毎月（月末から20日以内に月次VAT申告書の提出義務がある） また、四半期ごとに各四半期の終了後の25日以内に四半期申告書を提出することが求められる。 登録 年間売上高がPHP 300万以上の個人や団体は、VATを納税する義務があり、VAT登録が必要となる（登録費：年間PHP 500）。
印紙税	新規株式を発行する際、株式譲渡契約、債務証書、不動産売買、保険契約を締結する際等に発生する。（例：譲渡した株式の額面金額に対して、PHP 200ごとにPHP 1.5）
デジタル課税	2022年8月、フィリピンでデジタルサービスを提供する外国事業者にVATを課税する法案が下院まで承認され、2022年11月、上院に付託された。

法人課税にかかる各種優遇税制措置 (1/2)



項目	対象企業	優遇措置内容
BOI登録企業 (Executive Order No. 226 - The Omnibus Investments Code 1987)	投資委員会 (Board of Investment ; BOI) に登録し、投資優先計画 (Investments Priorities Plan ; IPP) に記載された事業・特定の輸出事業を営む企業	• 所得税の免除 (Income Tax Holiday) ✓ 新設パイオニア企業 : 6年 ✓ 新設非パイオニア企業 : 4年 ✓ 事業拡大の企業 : 3年 (拡大規模に比例した免税期間) ※特定の条件下で最大8年まで延長できる ※パイオニア事業 : - フィリピンで商業生産されたことのない商品・原材料等を生産する事業 - フィリピンで利用されていない設計・製法・工程等の生産技術を利用する事業 - BOI・関係政府部門認可の農業・林業・鉱業および／またはそれらに関連するサービス業 - 非従来燃料・関連機械を生産・利用する企業 等 • 労務費の追加控除 (5年間に限る) • 繁殖用家畜および遺伝学的材料の免税輸入 (10年) • 原材料・半製品の税金の税額控除 • 輸入材料・スベア部品の課税免除 • 輸出税・関税賦課金の免除、通関手続きの簡略化 等
PEZA登録企業 (The Special Economic Zone Act of 1995)	指定された経済地区に進出し、フィリピン経済特区庁 (Philippine Economic Zone Authority ; PEZA) に登録する企業	• 所得税の免除所得税の免除期間の満了後、10年間の総所得に対する5%の特別所得税率による課税 (この課税は国税・地方税の課税に代わる) または特別控除を選択できる • 関税の免除 • 欠損金の繰越期限は5年まで延長できる • 固定資産の加速償却の選択が可能 等

法人課税にかかる各種優遇税制措置 (2/2)



項目	対象企業	優遇措置内容
スービック特別経済地区・自由地区 (Executive Order No 97)	指定された経済地区に進出し、スービック湾首都圏庁(SBMA)に登録する企業	- 関税、VATなどの免除 - 通常の国税および地方税は課税されず、総所得に対して5%の特別税が課される
クラーク特別経済区 (Executive Order No 174)	指定された経済特区に立地し、クラーク開発公社(CDC)に登録する企業	BOI登録企業およびスービック特別経済地区・自由地区内の企業が享受することができる優遇措置のすべてを享受することができる
地域統括本部RHQ・地域経営統括本部ROHQ (Executive Order No. 226 - The Omnibus Investments Code 1987)	多国企業のアジア太平洋地域および他の外国市場における子会社等の管理業務を行う地域本部	<u>地域統括本部RHQ</u> - 法人所得税、VAT、地方税の免除 - BOI認可の機械等の輸入に係る関税の免除 <u>地域経営統括本部ROHQ</u> - 特定の所得に係る法人所得税は10%の税率で課税される（親会社へ送金される支店利益は15%の税率で課税される） - 地方税の免 - BOI認可の機械等の輸入に係る関税の免除

企業進出形態の比較



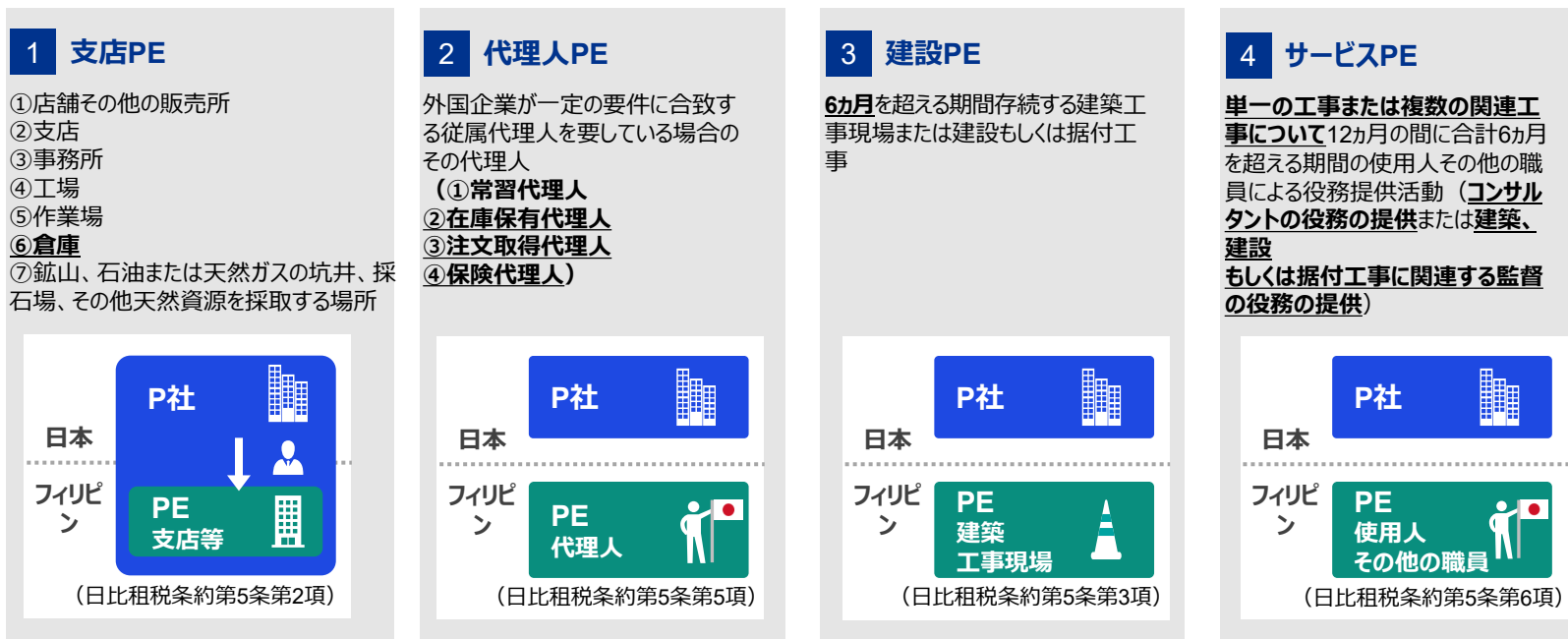
	メリット	デメリット
子会社 (現地法人)	- 現地法人は、法的には日本の親会社から独立した主体になるため、フィリピンでの事業活動に関して訴訟が提起された場合、訴訟当事者となるのは現地法人になる。日本の親会社が直接フィリピンで裁判の当事者とされることは基本的にはない - 日本の親会社がフィリピン税務当局の税務調査の対象となることは基本的にはなく、フィリピンにおける税務申告の観点からは現地法人が当該法人の課税所得のみを申告納税するだけで済む	- 現地法人を設立する際に一定の手続きが必要となる - 税務上、現地法人において生じた欠損金を日本の親会社の課税所得と相殺不可
支店	- 開業当初に損失が出た場合、日本本社の課税所得と相殺し、節税効果が期待できる - 本社経費を合理的な範囲で支店に配賦し、フィリピンの課税所得から控除できる	- 日本本社が、支店の債務について直接責任を負うこととなるため、フィリピンの裁判管轄に服することになる。その結果、提訴された場合には本社が被告となる - 支店の税務調査が本社まで及ぶ可能性があり、本社の帳簿・証憑書類等の提出を求められることがある
駐在員事務所	- 駐在員事務所設立にあたっては、現地法人、支店と同様に、フィリピン証券取引委員会（SEC）に対して、設立申請や代表者の登録が必要 - その活動が準備的または補助的活動に限られていることを条件として、法人所得税の納税対象とはならない（ただし法人所得税の申告書の提出は必要） - 基本的には支店と同様に節税効果が期待できる	- フィリピンでの活動が、情報収集や提供、市場調査などに限られる - 実際にフィリピン国内の活動が準備的または補助的活動の範囲にとどまっているかどうかの判断は、事業目的、事業規模その他の事情を総合的に勘案して判定される。租税条約における恒久的施設（PE）と認定されると、フィリピン法人所得税が発生する
出張ベース	法人や事務所の設立がないため、コストと事務手続きを抑えて進出できる	- フィリピン進出の規模は相当程度限定される - 出張者のフィリピンでの活動および滞在日数によっては、日本本社がフィリピンにおいてPEを有していると認定される可能性がある

PE課税 - PEの種類



PEの種類

フィリピンのPE類型は、日本と締結した租税条約においては次のとおり規定されている。



MLI条約対象外



税務調査および異議申立て・税務訴訟

紛争解決手続きおよびプロセス



税務調査の執行上の特徴

- ① 税務申告の適切性の立証責任は企業側に課せられている。そのため、税務当局の指摘に対して、企業側が根拠証拠や過去判例などを基に立証を行う必要がある。申告が正しかったとしても、根拠証拠を提示できない場合には、会社の主張は認められない
- ② 税務当局は各種申告書間、財務諸表、取引先記録 (VAT等) を比較し、課税額が増加する方を正として追徴額を提示する傾向にある
- ③ 初期段階 (PAN発行以前) において協議・立証をした方が、比較的指摘の取下げの同意が得られやすい傾向にある
- ④ 税務当局が会社側の主張に完全に同意するケースは極めて稀であり、税務当局・企業間の主張額の間で妥協することが、一般的な実務となっている

紛争解決手続き

- ① 税務当局の見解 (FDDAまたは長官への抗議に対する返答) に同意しない場合には、通知受領から30日以内に租税裁判所 (Court of Tax Appeals ; CTA) への提訴が可能である
- ② CTAへの判決に同意しない場合には、最高裁判所 (Supreme Court) への上告が可能である。最高裁判所の判決が最終判決となる

ホットトピック（税務調査の論点も含む）（1／2）



01

移転価格税務調査

論点：フィリピンにおいて、移転価格の法制化は2013年に実施され、さらに、2020年7月に関連当事者取引を記載した所定フォーム（BIR Form1709）を、税務申告書とともに提出する通達（Revenue Regulation 2020）が発行された。税務当局は、今後移転価格税務調査を強化する方針であるが、2022年11月時点では、まだ移転価格に焦点を当てた移転価格調査は本格的に遂行されておらず、初歩的な指摘に留まっている。しかし今後はより本格的な指摘に発展するリスクがある。

対応策：BIR Form1709への対応を進めるとともに、未作成の場合には、移転価格文書の作成を行う必要がある

02

税務調査の増加

論点：COVID-19対策のための政府財源確保のため、税務調査が増加している。通常税務調査は3年に1回程度が標準であるところ、3年連続で税務調査がなされるケースも増加している。

対応策：税務調査に備えて、申告書間、財務諸表との整合性を検証するとともに、証憑帳票が適切に保管されているかを確認する。

また、会計事務所などにヘルスチェックを依頼することにより、税務調査時のリスクを低減することが望まれる。

03

自主申告の提示

論点：徴税目標額達成のため、効率よく徴税を行うことを目的として、税務担当官が税務調査を実施する代わりに企業に対して自主的な修正申告・追加納付を行うことを提案する事例が発生している。また、例年では発生していないような申告書に関する質問や提案が発生している。

対応策：税務調査官の提案や指摘が税務当局として公式なものであるのか、例えば、修正申告を行う場合に用いるフォームや公式な領収書の発行の有無を確認する必要がある。

04

租税条約適用申請の所要期間

論点：租税条約の適用申請であるTax Treaty Relief Application（TTTRA）は現状、申請受付から承認までに3年以上を要する状況にある。

対応策：原則的には、TTTRAが承認されてはじめて租税条約による税率の適用が認めれることとなる。ただし、TTTRAの申請後には、租税条約による税率に基づく支払い等を行うことが、実務的に行われている。

ホットトピック（税務調査の論点も含む）（2／2）



05

付加価値税還付

論点：フィリピンにおいて、付加価値税（VAT）の還付は申告日から2年以内という申請期限があり、また、一部もしくは全額が還付されないケースが少なくない。

対応策：VATの還付申請は期限内に適切に行うとともに、還付通知の状況についても確認を行うことが望まれる。また、還付額に納得できない場合には、租税裁判所に提訴することも考慮する。

06

PEZA登録企業へのVAT徴税問題

論点：21年4月のCREAT法の施行およびその後のRevenue Memorandum Circular(RMC) 24-2022の公表（21年12月）により、PEZA登録企業のうち、非輸出型物流業いわゆるEconomic Zone Logistic Service Enterprises (ELSE)の国内仕入に対してVATが課されることが明らかになった。通常、ELSEの顧客はPEZAの輸出型製造業となり、非課税売上（0%VATレート）となるため、還付ポジションとなるが、05記載のとおり、フィリピンにおいては還付が実務上難しいことから、結果として12%のコスト増となり、ELSE企業の事業継続への甚大な影響が懸念されている。

対応策：現時点では、法制上はELSEへの配慮がされていないことから、今後のRevenue Circular等での配慮・手当が期待される場所であるが、現状ではそのような手当の見通しはたっていない。

フィリピンの移転価格税制の概要、各国特有の事項、ホットトピック

【目次】

フィリピンにおける移転価格税制の概要

移転価格税制の概要18

LF／MFの概要19

国別報告書の概要21

フィリピンにおける特有の事項およびホットトピック

フィリピンにおける移転価格税制の動向（税制改正の動向）22

移転価格税制の概要



1. 移転価格税制導入時期	2013年1月23日付のRevenue Regulations (RR) No. 02-2013により移転価格税制導入（2013年2月9日から発効）	
2. 関連者の定義	直接または間接に、支配関係がある企業	
3. 移転価格調査の時効	3年	
4. 独立企業間価格の算定方法	OECDガイドラインに準拠した以下の方法 ①CUP法 ②RPM法 ③CP法 ④PS法 ⑤TNMM	
5. 日本とのAPA／MAPの適用可能性	日本との租税条約の有無 有り	実務上の適用可能性 2022年7月に相互協議に関するガイドラインが公表された ガイドラインの公表により、制度として機能することに一定の期待はできるものの、フィリピン当局は相互協議の実施に対して積極的ではないと見受けられており、実務上の運用可能性については不透明である

LF／MFの概要（1／2）



ローカルファイル（LF）の概要 ^{*1}	
1. 作成義務対象者	RPTフォームの提出義務がある企業の内、以下の要件に該当する企業 ①年間売上高／総収入がPHP150百万を超えかつ国内外の関連者との取引額がPHP90百万を超える納税者 ②課税年度内の有形資産の関連者間取引額がPHP60百万を超える納税者 ③役務提供、金融取引、無形資産取引およびその他の関連者間取引額が課税年度内にPHP15百万を超える納税者 ④前年度に①～③いずれかの要件に該当した納税者 (RR No. 34-2020)
2. 作成期限	国外関連取引を行う場合、納税申告を行う際に、存在すべきである。(RR No. 2-2013)
3. 提出期限	当局の要求があつてから30日以内に提出
4. 言語	英語
5. 罰則	移転価格文書を提出しなかった場合、1,000ペソ以上25,000ペソ以下の罰金（Tax Code Section 250） 違反が繰り返された場合にはペナルティの最大値25,000ペソの罰金（Tax Code Section 250）

^{*1} 当該項目記載の内容は、OECD BEPS Actionで求められるローカルファイルに関する記載ではなく、RR No.02-2013で要求される移転価格文書についての記載である（OECD BEPS Actionで求められるローカルファイルに係る制度は導入されていない）。

^{*2} RPTの詳細は後述。

LF／MFの概要（2／2）



マスターファイル（MF）の概要

1. 作成義務対象者	未導入
2. 作成／提出期限	未導入

国別報告書の概要



国別報告書（CbCR）の概要（セカンダリーファイリングの場合のみ）

1. 作成義務対象者	未導入
2. 提出期限／作成期限	未導入
3. 罰則	未導入
4. 国別報告書に係る通知書（Notification）の要否	未導入

フィリピンにおける移転価格税制の動向（税制改正の動向）（1／4）



関連当事者取引に関するフォーム提出制度

- 2020年12月21日に公表されたRR No.34-2020により、RR No.19-2020 で提出が義務付けられていた「関連当事者取引に関するフォーム（RPT）」について、提出義務者が一部の企業に限定された
- RPTフォームは確定申告書に添付する形での提出が求められる
- RPTフォームの提出義務者は下記のとおりである

提出義務者

- a) 大規模納税者（Large Taxpayers）
- b) 税務インセンティブを享受している納税者（Taxpayers enjoying tax incentives）
例えば、投資委員会（BOI）登録企業や経済特区企業（PEZA等）で、法人税免除（ITH）または優遇税率の適用を享受している納税者を指す。
- c) 現課税年度および直近の2課税年度において営業損失を報告している納税者
- d) RR No.19-2020のSection3で定義された関連当事者で、（a）、（b）、（c）と取引がある者

フィリピンにおける移転価格税制の動向（税制改正の動向）（2／4）



関連当事者取引に関するフォーム提出制度

- 2020年12月21日に公表されたRR No.34-2020により、RR No.19-2020 で提出が義務付けられていた「関連当事者取引に関するフォーム（RPT）」について、提出義務者が一部の企業に限定された
- フォーマットに則り記載することになるが、主要な記載内容は下記のとおりである

納税者の情報	TIN、企業名、住所等
関連者の情報	国外関連者および国内における関連者の企業名、住所等
取引の情報	取引金額、未払い・未受領の金額、取引に伴う不良債権の金額、取引条件等
その他	租税条約による恩恵の有無および適用される取引の取引金額 親会社、納税者の事業概要 前年からの納税者の機能リスクの変更の有無および内容 前年からの所有構造の変化の有無および内容 5年以内における事業再編の有無および内容 APAおよびフィリピンおよび各国における優遇税制の適用の有無および内容

フィリピンにおける移転価格税制の動向（税制改正の動向）（3／4）



移転価格文書等の提出資料

- 以前はRPTフォームへの添付が義務付けられていた下記の資料については、税務調査等でフィリピン内国歳入庁（以下、「BIR」）から提出を要求された場合のみ提出が必要となる（RR No.34-2020）

移転価格文書 （「TPD」）	移転価格文書（納税者が関連者取引を行う実行前・実行時に移転価格を決定するための根拠とし、当該移転価格が独立企業間価格であることを示す書類） • 記載要件については、一般的なLFとおおむね差異はない。詳細はRR No.02-2013に規定されている • ビジネスモデルやRPTの記載内容に大きな変更がなければ毎年アップデートする必要はない。しかし、大きな変更がないことを立証することの困難性を踏まえると、TPDを毎年更新することが望ましいと考えられる • 親会社の子会社の取引も含めて移転価格文書を作成している場合は、その提出によって代替することも可能
契約書等	RPTに記載された関連当事者取引の契約書等
取引に関連する 納税申告書等	関連者取引に関連して発生した源泉税について、フィリピン当局に提出した書類等（申告書等） 関連者取引に関連して、取引の相手方において支払った税金について、現地当局に申請した書類等
APAに関する書類	APA等の合意結果の書類のコピー

フィリピンにおける移転価格税制の動向（税制改正の動向）（4／4）



相互協議ガイドラインの公表

2022年6月に相互協議手続のガイドラインが公表された。（RR No.10-2022）

権限ある当局	内国歳入庁長官が権限ある当局となる。CIR（内国歳入庁長官）が各案件の相互協議に直接関与できない場合には、BIRのほかの職員にその機能と権限を委譲する。
事前相談	事前相談の申請はITAD (International tax Affairs Division)に送付する。ITADが相互協議で解決されたと判断した場合は、正式な相互協議の申請を行うよう納税者にアドバイスを行う。
相互協議の申請	相互協議の申請もITADに行う。申請の際には、RR No.10-2022 第3項に規定される基本的な情報や文書とともに提出する必要がある。
相手国との協議	申請内容の審査の結果、納税者の申請が正当であり、一方的な解決が不可能であると考えられる場合、相手国の当局との協議が行われる。
相手国との合意	相手国との協議が合意に至った場合、当局は遅滞なく合意内容に基づく調整を行う。
APA	APAについてのガイドラインは別途公表予定である。
運用可能性について	ガイドラインの公表により、制度として機能することに一定の期待はできるものの、フィリピン当局は相互協議の実施に対して積極的ではないと見受けられており、実務上の運用可能性については不透明である。

Thank you



本テキストを利用する場合には、経済産業省HPに記載の「利用規約」に準じてご利用ください。
<https://www.meti.go.jp/main/rules.html>

特段に記載がない限り、講演および講演資料（以下、合わせて「本資料」）の一部に記載されている各国税制に関する内容は2022年12月時点の各国の税務情報に基づくものであり、その後の法改正などによって変わる可能性がある旨は、ご注意ください。
ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努めておりますが、情報を受け取られた時点およびそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

経済産業省およびKPMG（KPMG International Cooperativeに加盟するメンバーファームを全て含む）は、本資料に関して生じた一切の損害（間接的、派生的、特別、または付随的損害も含む）および現実化していない損失（逸失利益や事業機会の喪失も含む）について、それがいかなる法的根拠に基づき生じたか否かにかかわらず、またはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、何ら責任及び義務を負いません。

The KPMG name and logo are trademarks used under license by the independent member firms of the KPMG global organization.